

居宅介護支援サービス重要事項説明書

1. 居宅支援事業所の特徴等

(1) 運営の方針

- ① 事業所の介護支援専門員等は、お客様の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、そのお客様が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、お客様の立場にたって援助を行います。
- ② 居宅介護支援の実施にあたっては、お客様の意思及び人格を尊重し、お客様の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう、公正中立な立場でサービスを調整します。
- ③ 居宅介護支援の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(2) 居宅介護支援の実施概要

- ① お客様及びご家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 指定居宅サービス事業所等に関するサービス内容、利用料等の情報を提供し、お客様にサービスの選択を求めます。
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④ 指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、サービスの種類、内容、利用料等について説明し、お客様から書面による同意を受けます。
- ⑤ その他の居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。
- ⑥ お客様及びそのご家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- ⑦ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業所との連絡調整を行います。
- ⑧ お客様の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化に応じて居宅サービス計画変更の支援等の必要な対応をします。
- ⑨ お客様が介護保険施設への入所又は医療機関等への入院を希望した場合、お客様に介護保険施設等の紹介その他の支援をします。
- ⑩ お客様が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業所が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業所とお客様双方の合意をもって居宅サービス計画の変更をします。

(3) 公正中立なケアマネジメントの確保

利用者やその家族に対して、利用者を居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求める事が可能となります。また、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由も求める事ができます。

(4) 医療と介護の連携の強化

- ①入院時における医療機関と連携を促進する観点から、入院時に担当の介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供いただけるようお願い致します。
- ②利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求める事とされており、この意見を求めた主治の医師等に対して居宅サービス計画を交付致します。
- ③サービス事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング時に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報提供を行います。

2. 居宅支援事業所の概要等

(1) 事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	在宅総合支援センター セセらぎ
所在地	東京都江戸区東小松川 2-7-1
電話番号	03-5661-3050
指定事業所番号	1372302784
サービス提供地域	江戸川区・江東区・葛飾区・足立区・墨田区 前記以外の地域は応相談

(2) 事業所の職員体制

	常 勤	非常勤	計	備 考
管理者	1 人	—	1 人	兼 務
介護支援専門員	2人以上	人	2人以上	専 従
事務職員	人	人	人	
担当居宅介護支援専門員				

(3) 事業所の営業日と営業時間

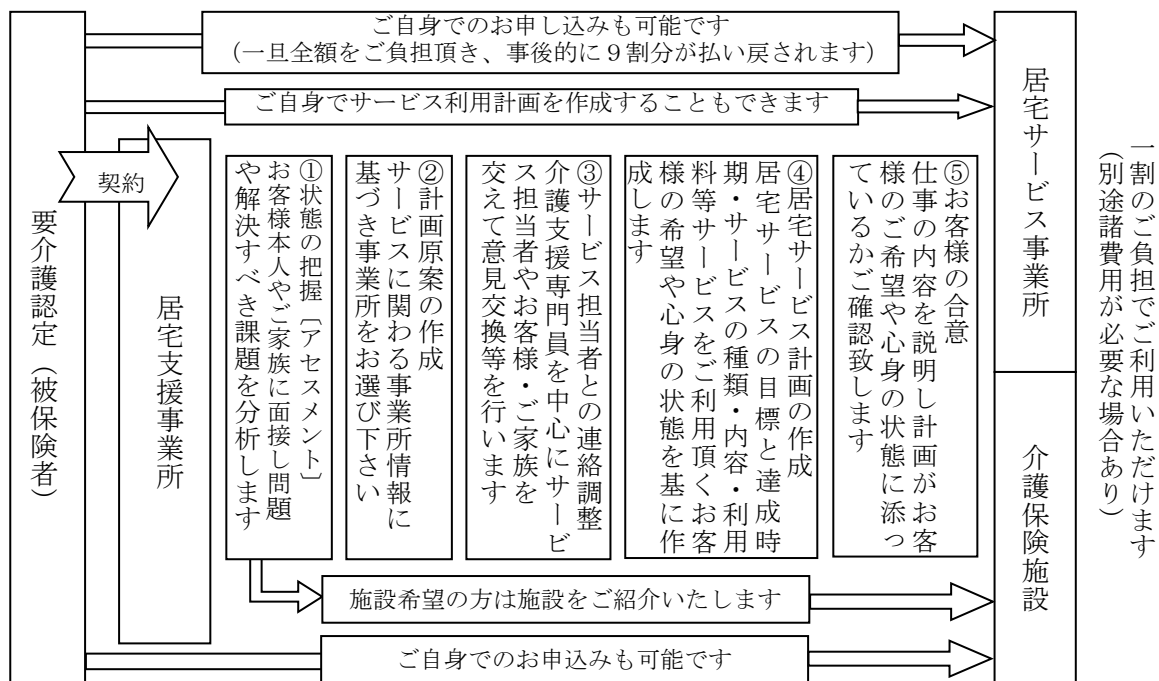
- ①営業日 : 月曜日～土曜日

(祝祭日、12月30日～1月3日は休業)

- ②営業時間 : 月曜日～土曜日 9:00～18:00

注) 営業日及び営業時間外であってもサービスの提供を行う場合があります。

3. 提供サービス（居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの内容）



4. 利用料金

(1) 利用料

要介護又は要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

注) 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業所に支払われない場合、厚生労働大臣の定める介護報酬告示上の金額をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日市区町村の窓口に提出しますと差額の払い戻しを受ける事が出来ます。

介護度1・2の場合 12,380円

介護度 3・4・5 の場合 16,085 円

利用開始月は、医療機関からの退院時・介護保険施設等からの退所時は、初回加算として 別途 3,420円

又は要介護度区分が2段階以上変更となった最初の月に、3,420円が加算されます。

特定事業所加算（Ⅰ） 5,916円

特定事業所加算（Ⅱ） 4, 799円

特定事業所加算 (Ⅲ) 3, 682円

特定事業所医療介護連携加算	1, 4 2 5 円
---------------	------------

入院時情報連携加算（Ⅰ）	2, 8 5 0 円
--------------	------------

入院時情報提携加算（Ⅱ） 2, 280円

退院・退所加算（Ⅰ）イ	5, 130円
-------------	---------

退院・退所加算（Ⅰ）口 6, 840円

退院・退所加算（Ⅱ）イ 6, 840円

退院・退所加算（Ⅱ）口 8, 550円

退院・退所加算 (Ⅲ) 10,260円

ターミナルケアマネジメント加算	4, 560円
-----------------	---------

通院時情報連携加算	570円
-----------	------

介護予防支援費（Ⅰ） 5,038円

介護予防支援費（Ⅱ） 5,380円

※公示基準額は3年ごとに改定されます。変更の都度お知らせします。

(2) 交通費

前記２の（１）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料となります。それ以外の地域の方は交通費がかかります。その実費とは、本事業所とお客様宅までの標準的な訪問経路の区間で、サービス提供区間での交通機関利用実費となります。

(3) 解約料

契約後、居宅サービス計画の作成段階において、お客様の都合により解約した場合であっても、解約料はかかりません。

(4) その他の料金

要介護認定に伴う申請代行業務にかかる下記の実費については、お客様の負担とさせていただきます。

- ① 申請代行時の書類作成に伴う公的機関からの証明書等の取得にかかる費用。
- ② かかりつけ医から診断書等を取得する費用。

(5) お支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、本事業所が定める期日までにお支払下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行します。お支払い方法は、銀行振り込み・現金払いの2通りの中から選ぶことができます。

5. サービスに関する相談・苦情窓口等

居宅介護支援についてのご相談や苦情、居宅サービス計画に基づいて提供した介護サービスに関するご相談や苦情は、遠慮なく下記までご連絡下さい。

サービス事業所の相談窓口

電話番号	03—5661—3050
相談受付時間	9時～18時（休業日を除く）
相談窓口担当者	大関 薫

サービス事業所以外の相談窓口

市区町村	受付窓口	江戸川区介護保険課事業者調整係
	電話番号	03—5662—0032
東京都国民健康保険 団体連合会	受付窓口	介護保険部相談指導課
	電話番号	03—5326—0878

苦情処理体制について

当事業所に対する苦情は面接、電話、書面により苦情受付担当者が受け付けます。

なお、保険者、公的団体の窓口に直接苦情を申し出ることもできます。

(1) 苦情処理の体制及び手順

①提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(前項に記す相談窓口のとおり)

②相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ・苦情があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し状況の聞き取りや苦情の確認を行う。
- ・管理者は介護支援専門員に事実の確認を行う。
- ・相談担当者は把握した状況を管理者とともに検討を行い、時下の対応を決定する。
- ・対応内容に基づき必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。
- ・内容、経緯、対応までの流れを「相談・苦情申立書」に記入し全職員に回覧し再発防止を図る。

6. 虐待防止のための処置

利用者の人権の擁護、虐待防止の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定める。

7. 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組む。

8. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施等取り組む。

9. 業務継続計画（BCP）の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催するなどの措置を講じる。

10. オンラインツール等を活用した会議の開催

利用者またはその家族の同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスをテレビ電話装置等（オンラインツール）を活用して行うことができるものとする。

その際、個人情報の適切な取り扱いに留意する。

1 1. 介護情報公表制度におけるの公表

ケアマネジメントの公正中立性の観点から利用者及び家族に説明を行うとともに、介護情報公表制度におけるの公表を行う。

- (1) 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合。
- (2) 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合。

1 2. 看取り期におけるサービス利用に至らなかった場合の評価

居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅支援の基本報酬を算定できる。

1 3. 電磁的記録について

利用者及び家族等の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は書面で行うことが規定されているまたは想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するもの）について、事前に利用者等の承諾を得た上で、書面の作成、保存等を電磁的方法によることができる。

- (1) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等を持って調製する方法。
- (2) 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルまたは磁気ディスクをもって調製するファイルにより保存する方法。
- (3) 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルまたは磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法。

6. 居宅介護事業所法人の概要

- | | | | | |
|---|-------------|---|---|---|
| 1 | 法人名 | : | 医療法人社団 自靖会 | |
| 2 | 法人所在地 | : | 東京都江戸川区東小松川 2-7-1 | |
| 3 | 電話番号 | : | 03-5661-3860 | |
| 4 | 代表者氏名 | : | 理事長 井口 靖浩 | |
| 5 | 定款の目的に定めた事業 | : | 井口腎泌尿器科・内科 親水
介護老人保健施設 めぐみ
ヴィラ ドゥ のぞみ（介護付き有料老人ホーム）
在宅総合支援センター セセラギ | |
| 6 | 事業所数 | : | 有床診療所 | 1 |
| | | | 介護老人保健施設 | 1 |
| | | | 有料老人ホーム | 1 |
| | | | 居宅介護支援事業所 | 1 |

令和 6年 4月 1日

なお、本書は、2部作成して双方1部ずつ保管します。

令和 年 月 日

以上、居宅介護支援サービス提供にあたり、上記の通り重要事項の説明をしました。

事業所 事業所住所 東京都江戸川区東小松川 2-7-1
事業所名称 在宅総合支援センター セセらぎ

管理者 大関 薫 _____

説明者 _____

私は、契約書及び本書面により、事業所から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者 住所 _____

氏名 _____

代理者 住所 _____

氏名 _____

個人情報の利用目的

在宅総合支援センターせせらぎでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する事業所理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔在宅総合支援センターせせらぎ事業所内部での利用目的〕

- ・ 当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 介護サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業所等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・ せせらぎが利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・ 介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当事業所の内部での利用に係る利用目的〕

- ・ 当事業所の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善の為の基礎資料
 - －当事業所において行われる事例研究

〔他の事業所等への情報提供に係る利用目的〕

- ・ 介護保険サービスの利用の為の区市町村へ情報提供をする場合
- ・ 適切な医療の為医療機関等への情報提供をする場合

個人情報の利用目的についての承諾書

在宅総合支援センターせせらぎを利用するにあたり、個人情報の利用目的について＜別紙＞個人情報利用目的を受領し、これらの内容に関して担当者より説明受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

在宅総合支援センターせせらぎ
管理者 大関 薫 殿

＜利用者＞

住 所

氏 名

＜家族＞

住 所

氏 名